

財務調査課関係資料

1 .	基金の管理・運営について	1
2 .	地方公会計の更なる活用について	4
3 .	地方財政の「見える化」の推進について	7
4 .	地方公共団体財政健全化法の適切な運用について	8
5 .	過疎債・辺地債について	9
6 .	若者定着に向けた地方創生の取組について	11

平成 3 1 年 1 月 2 5 日
総務省自治財政局財務調査課

平成29年度末の基金残高について

- 平成29年度末基金残高(東日本大震災等分を除く。以下同じ。)は、21兆9,778億円(前年度比4,273億円増)
- このうち、東京都及び特別区の基金残高は、4兆6,240億円(同3,012億円増)
また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の基金残高は、17兆3,538億円(同1,262億円増)
- なお、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、平成29年度に国費を財源として都道府県が積み立てた国民健康保険財政安定化基金の増加(全都道府県で1,911億円)が大きくなっている。
こうした特殊要因を除けば東京都及び特別区の合計は2,805億円増、東京都及び特別区以外の地方公共団体は444億円減

<東日本大震災等分^{※1}を除く基金残高^{※2}>

(単位:億円)

	平成29年度				平成28年度				増減額				(参考) 国民健康保険財政安定化基金除きの合計
	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	
都道府県	16,038	10,582	44,740	71,359	15,592	11,343	42,887	69,822	446	▲ 762	1,853	1,537	▲ 375
うち東京都	7,165	0	20,391	27,556	6,274	0	19,504	25,779	891	0	887	1,778	1,572
うち東京都以外	8,872	10,582	24,348	43,802	9,318	11,343	23,383	44,043	▲ 445	▲ 762	966	▲ 241	▲ 1,947
市区町村 ^{※3}	58,045	14,114	76,260	148,419	59,640	14,094	71,948	145,682	▲ 1,595	20	4,312	2,737	2,737
うち特別区	6,475	632	11,577	18,684	6,529	665	10,255	17,450	▲ 55	▲ 33	1,321	1,234	1,234
うち特別区以外	51,570	13,482	64,683	129,735	53,111	13,429	61,692	128,232	▲ 1,541	53	2,991	1,503	1,503
全団体	74,083	24,696	120,999	219,778	75,232	25,437	114,835	215,504	▲ 1,150	▲ 741	6,164	4,273	2,362
うち東京都及び特別区	13,640	632	31,968	46,240	12,804	665	29,760	43,228	836	▲ 33	2,208	3,012	2,805
うち東京都及び特別区以外	60,443	24,064	89,031	173,538	62,429	24,772	85,075	172,276	▲ 1,986	▲ 708	3,956	1,262	▲ 444

※1 「東日本大震災等分」は、平成28年熊本地震分(平成29年度:481億円、平成28年度:518億円)を含み、平成29年度:1兆7,744億円、平成28年度:2兆753億円。

※2 「東日本大震災等分」を合わせた基金残高は平成29年度:23兆7,521億円、平成28年度:23兆6,257億円。

※3 市区町村には一部事務組合等(平成29年度:1兆438億円、平成28年度:9,877億円)を含む。

基金の状況に関する「見える化」のイメージ②（一覧表）

団体名等		基金全体				財政調整基金				減債基金			
団体コード	団体名	平成29年度 末残高 A	平成28年度 末残高 B	増減額 C(A-B)	増減率 (C/B)	平成29年度 末残高 A	平成28年度 末残高 B	増減額 C(A-B)	増減率 (C/B)	平成29年度 末残高 A	平成28年度 末残高 B	増減額 C(A-B)	増減率 (C/B)

特定目的基金			
(残高、増減額、増減率)	特定目的基金①	特定目的基金⑤
	(残高、増減額、増減率)		(残高、増減額、増減率)
....

(※)特定目的基金については、残高の合計額及び主なもの5つ(残高が多いもの5つ)について個別の状況を記載

統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、95.3%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、作成を要請している平成29年度末までに、88.2%の団体において作成済みとなっている。また、平成30年3月31日時点では作成中の団体のうち、89団体が平成30年6月30日までに作成済み(93.2%)となっている。

【固定資産台帳の整備状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済み	43	91.5%	19	95.0%	1,642	95.4%
整備中	4	8.5%	1	5.0%	79	4.6%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,704	95.3%
84	4.7%
1,788	100%

【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

作成状況		都道府県		指定都市		市区町村	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成済み ※2	H28決算までに作成済み	36	76.6%	19	95.0%	1,425	82.8%
	H29決算から日々仕訳	5	10.6%	0	0.0%	92	5.3%
	小計	41	87.2%	19	95.0%	1,517	88.1%
作成中		5	10.6%	1	5.0%	200	11.6%
未整備		1	2.1%	0	0.0%	4	0.2%
合計		47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,480	82.8%
97	5.4%
1,577	88.2%
206	11.5%
5	0.3%
1,788	100%

参考(平成30年6月30日現在)	42	89.4%	20	100%	1,604	93.2%
------------------	----	-------	----	------	-------	-------

1,666	93.2%
-------	-------

※「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。4

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルの改訂を予定。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から地方公共団体に提供（システム整備の経費負担を軽減、財務書類作成作業の効率化や将来の施設更新必要額の推計等の活用に寄与。標準的なソフトウェアの保守等の関連サービスは、平成33年度まで継続。）

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

「地方公会計の推進に関する研究会」について

1. 趣旨

ほぼ全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計が整備されたところであり、今後は、各地方公共団体において同基準による固定資産台帳の更新及び財務書類の作成・公表が毎年度適切に行われるとともに、これらの情報が資産管理や予算編成などに活用されることが必要であることから、活用の具体的な方法の検討及び先進事例の更なる収集等を行うため、「地方公会計の推進に関する研究会」を開催する。

2. 主な検討内容

- (1) セグメント分析の手法に関する検討
- (2) 財務書類等から得られる指標の検証等
- (3) 公会計情報の収集・比較可能な形による公表

3. 開催期間

平成30年6月～平成31年1月（4回程度）

4. 構成員

(座長)	小西 砂千夫	関西学院大学大学院人間福祉学部・経済学研究科教授	※敬称略
(メンバー)	天川 竜治	熊本県宇城市総務部次長	
	荒川 溪	北海道大学公共政策大学院准教授	
	石原 和己	さいたま市財政課課長補佐	
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士	
	菅原 正明	公認会計士・税理士	
	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授	
	高橋 晶子	EY新日本監査法人シニアマネージャー 公認会計士	
	田中 弘樹	愛媛県砥部町企画財政課課長補佐	
	土田 文紹	東京都会計管理局新公会計制度担当課長	
	中川 美雪	公認会計士	

5. 研究会に関する資料

- ・ 各回の研究会の開催に関する資料については、総務省のホームページにおいて公表。
「地方公会計の推進に関する研究会」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihokou_sokushin/index.html
- ・ 平成30年度内を目途に研究会報告書を取りまとめ予定。

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表
- 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表

（参考）一般行政経費（単独事業）集計表

（単位：億円）

区 分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,815	19,806	25,749
民生費	18,441	50,825	59,624
うち社会福祉費	6,972	18,161	21,463
うち児童福祉費	5,203	16,504	18,057
うち老人福祉費	6,168	15,898	19,787
うち災害救助費	98	262	316
衛生費	4,508	28,365	27,206
うち環境衛生費、清掃費	1,046	16,462	12,749
労働費	479	892	1,344
農林水産業費	3,137	2,672	5,320
商工費	30,431	13,704	44,013
土木費	3,428	8,027	10,865
警察費	3,130		3,129
消防費	204	8,060	2,422
教育費	10,965	23,168	33,671
災害復旧費	0	2	1
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	36,822	663	908
合計	121,359	156,183	214,251

（注）1. 平成28年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成
2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したもの

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2018
（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（3）地方行財政改革・分野横断的な取組等

（見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。



- 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会を設置
（座長：小西砂千夫 関西学院大学教授）
- 具体的な「見える化」のあり方について検討し、平成30年度末に報告書を取りまとめ予定

○ 検討スケジュール

- 平成30年5月30日 第1回検討会開催（第2回：7月11日、第3回：8月10日、第4回：10月9日、第5回：11月6日、第6回：1月22日）
- 10月12日 全地方公共団体を対象に地方単独事業（ソフト）の平成29年度決算調査を发出
- 平成31年3月 平成30年度決算調査表の確定、報告書とりまとめ（予定）

総財務第70号
平成28年3月31日

各都道府県総務部長
(財政担当課及び市区町村担当課) } 殿
各指定都市財政担当局長

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う
財政運営上の留意事項等について (通知)

1 法改正に係る留意事項

(1) 第三セクター等に対する短期貸付け

- ① 地方公共団体から第三セクター等に対して、反復・継続的に短期貸付け(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付け)を行っているケースが見受けられる。第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けは、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済がなされなくなるおそれがあるため、第三セクター等(地方道路公社、地方土地開発公社、地方独立行政法人以外の者に限る。)に対する短期貸付金のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。(改正後の健全化法第二条第四号チ関係)
平成28年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。
- ② なお、いわゆる「単コロ」(反復・継続的な短期貸付けで、その返済が出納整理期間に行われるもの)は、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」の趣旨に反した不適切な財政運営であるので、早期に解消し、長期貸付け又は補助金の交付等によって対応すべきである。

(2) (略)

2 研究会報告書を受けたその他の留意事項

(1) 年度を越えた基金の繰替運用

- ① 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条第2項及び第7項に基づき、基金は确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。基金の運用にあたっては、その具体的内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているかどうかを検証し、運用の適正化を図ること。
- ② 会計年度を越える基金の繰替運用は、実質的には一般会計等において赤字が生じているにも関わらず、その財政状況が地方公共団体の予算・決算及び健全化判断比率上明らかにされていないことから、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書において、繰替運用の欄を設けて運用額を記載するなど、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等においても、基金について、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記することとされており、同様に具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。
- ③ なお、従来からの取扱いであるが、会計年度を越える基金の繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いとなっており、これを確実にを行うこと。

過疎債、辺地債に係る平成31年度地方債計画

- 過疎対策事業債については、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、4,700億円を計上
- 辺地対策事業債については、辺地に係る公共施設の整備を推進するため、510億円を計上

	平成30年度		平成31年度
過疎対策事業債	4,600億円	➡	4,700億円 (+100億円、+2.2%)
辺地対策事業債	485億円	➡	510億円 (+25億円、+5.1%)

[平成30年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)]

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

(6) 辺地及び過疎対策事業

イ 辺地対策事業債及び過疎対策事業債を充当し、公共施設等(地財法第33条の5の8に規定する公共施設等をいう。以下この項目において同じ。)を整備する場合には、公共施設等総合管理計画を踏まえ、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・長寿命化などの計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について、十分に検討すること。

事務連絡
平成24年4月6日

関係都道府県市町村担当課
関係指定都市財政担当課
関係指定都市議会事務局 } 御中

総務省自治財政局財務調査課

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）

「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第39号。以下「省令」という。）が本日公布及び施行されたところです。

省令の施行に基づく、過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについては下記のとおりとなりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の関係市町村及び関係市町村の議会に対しても、その趣旨を十分お伝えいただくようお願いいたします。

記

1. 過疎対策事業債（ソフト分）の額の算定について

過疎地域の市町村における地域の実情に応じた主体的な取組を支援するため、財政力指数が0.56以下の市町村に限り、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額（以下「発行限度額」という。）については、従前の算定方法に以下の方法を追加することとし、運用の弾力化を図ります。

(1) 従前の算定方法により算定した額（以下「基本限度額」という。）に1を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とします。

(2) (1)の総務大臣が定める額は、次の(ア)の額が(イ)の額を超えることのない範囲内で定めるとします。

(ア) 当該年度における各市町村の過疎対策事業債（ソフト分）の要望額の合算額

(イ) 当該年度における各市町村の基本限度額の合算額

2. 総務大臣が定める額等について

(1) 対象事業

地域の実情に応じた主体的な取組を支援する運用の弾力化であるため、次に掲げる経費を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とするものとします。

- ・市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ・生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ・地方債の元利償還に要する経費

ただし、当該年度において具体の事業が実施されることを前提としていることから、基金への積立については、対象外とします。

(2) 地方債計画との関係

本運用については、地方債計画の計上額の範囲内での運用となることから、過疎対策事

業債全体の要望状況を踏まえ、必要に応じて市町村の財政力指数を勘案し、同意等を行うこととします。

同意等の際に、個々の事業内容を考慮することはありません。

(3) 総務大臣が定める額

次の手順で、年間の過疎対策事業債全体の発行予定額の調査に併せて、基本限度額を超える過疎対策事業債（ソフト分）の要望額の照会を行い、額を確定することとします。

- ① 年度当初に簡易協議に係る1次分の同意等予定額の照会の段階での年間の発行予定額を確認するための調査と併せて、要望額の照会を行います。
- ② 再度、年間の発行予定額を的確に把握するための調査（9月を目途）と併せて、要望額の照会を行います。
- ③ ②の結果に基づき、上記1. (2)及び2. (2)の状況を確認の上、発行可能見込額（以下「見込額」という。）を関係都道府県に連絡します。
- ④ 関係都道府県へ連絡する見込額は、簡易協議に係る2次分の起債予定額一覧表に反映し提出頂いた上で、地方債同意等予定額通知をもって、総務大臣が定める額とします。

※ 本運用は、地方債計画の計上額の範囲内での運用となることから、④以前に基本限度額を超える過疎対策事業債（ソフト分）が届出された場合は、基本限度額分については、同意相当としますが、基本限度額を超える分については、同意することとなると認められる状態に至っていない地方債として通知します。

3. その他

今般の運用も含め、過疎対策事業債の更なる有効活用を図る観点から、過疎対策事業債の起債予定額の提出及び届出にあたっては、可能な限り不用額が生じないよう、都道府県及び市町村において事業の進捗状況等に留意してください。

また、2における年間の発行予定額の調査においても、年間の事業費を的確に把握の上、提出するようお願いいたします。

【担当】

総務省自治財政局
財務調査課助成係 逢坂、宮崎
TEL：03-5253-5648

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

出捐
※1

出捐
※1

総務省

道府県等の基金への出捐額
に特別交付税措置

- ・ 措置率0.5(一団体当たり上限1億円)
- ・ 財政力補正あり

※20~24歳人口が流入超過の場合、
措置率0.3、上限6千万円

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【基金規模の例※2】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与
※3

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名

を設定

大学生等

対象者の要件

- ・ 当該特定分野の学位や資格の取得
- ・ 「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

〔地方公共団体と地元産業界
が合意して設定〕

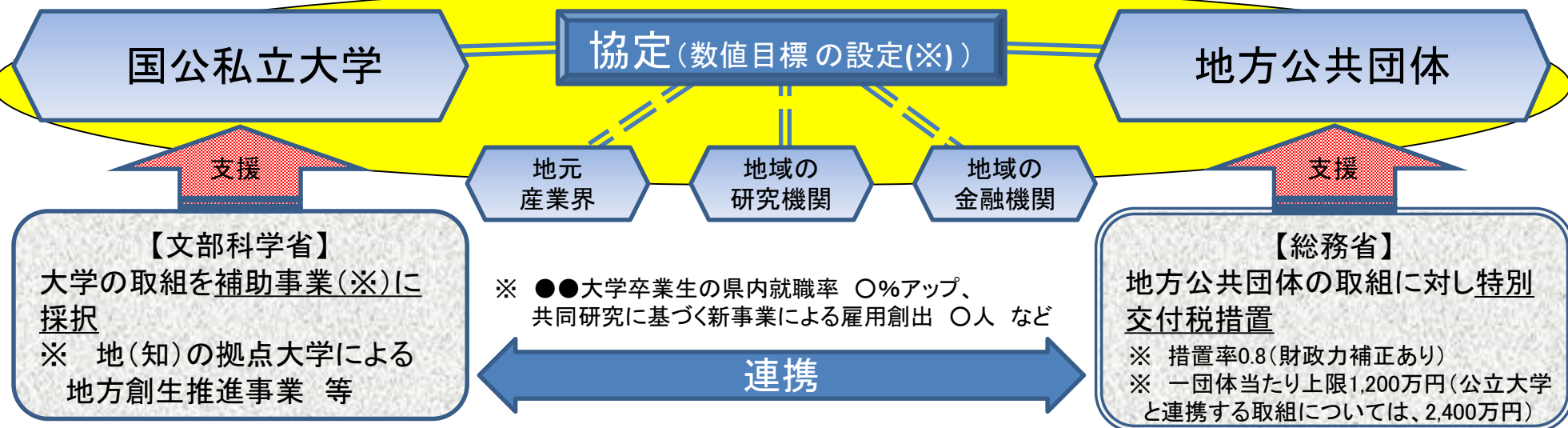
地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※1 地元産業界との連携を前提としているが、地元産業界等の出捐が得られない場合でも、道府県等の基金への出捐額に対する特別交付税措置あり

※2 実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定 ※3 図は「地方創生枠」を活用する場合(機構の無利子奨学金以外を支援対象とする場合も可)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置